

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

IFRS 財団アジア・オセアニア
オフィスからの報告IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクターたけむら みつひろ
竹村 光広

はじめに

本稿では、今年8月から10月までの、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスの主な活動を紹介します。

IFRS 財団評議員会レビューとア
ジェンダ・コンサルテーション

IFRS 財団評議員会は、今年7月に「体制とその有効性に関するIFRS 財団評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」という文書を公表し、IFRS 財団の今後の組織体制や戦略に関する意見を募集しました。この文書に関するコメント提出期限は今年の11月30日まででした。また、国際会計基準審議会（IASB）は、今年8月に「2015年アジェンダ・コンサルテーション」を公表し、今後3年間、IASBが取り組むべき財務報告上の問題点に関する意見を募集しました。2015年アジェンダ・コンサルテーションのコメント提出期限は、今年12月末です。

9月8日から11日にかけて、これらの意見募集文書の内容を日本の関係者に説明するために、IFRS 財団エクゼクティブ・ディレクターのヤエル・アルモグとIASBエクゼクティブ・

テクニカルディレクターのヒュー・シールズが来日しました。来日期間中、両名は、金融庁、経団連、日本公認会計士協会など日本の主要なステークホルダーと面談し、意見募集文書の趣旨や、その背景を説明するとともに、日本の関係者との意見交換を行いました。さらに、意見募集文書に関して広く一般の方にも理解を深めていただくため、9月9日にアジア・オセアニアオフィスにて報道機関向け説明会を開催しました。報道機関向け説明会では、IASBの鸞地理事やIFRS 財団の評議員であるJPX自主規制法人の佐藤理事長及び三井物産の岡田常勤監査役も参加され、記者からの質問に答えました。

また、今回の来日の機会を利用して、9月8日にIFRS 財団アラムナイネットワークの初回会合を開催し、過去に当財団の評議員を務めていただいた方々とのネットワークを再構築しました。さらに、9日の夕刻には、証券アナリストなど市場関係者が参加するワークショップを開催し、最近の企業開示に関するトピックを題材として、ヒュー・シールズと活発なディスカッションを行いました。

IFRS 財団トラスティ会議

10月13日から15日まで、中華人民共和国北京市において、IFRS財団評議員会の会合が開催されました。アジア・オセアニアオフィスからは、筆者とスタッフ1名が参加し、日本のIFRS任意適用の現状と、これまでの経験から学んだレッスンを発表しました。評議員会では、日本におけるIFRS任意適用企業の拡大が大きな励みになるとともに、日本での経験が、インドやアメリカなど、これからIFRSを普及させていく国にとってたいへん有用な情報になるとの意見が述べられました。会議では、一部の国の評議員から、日本でのIFRS適用の経験に関するさらなる詳細情報の提供を求められました。北京から帰国後、アジア・オセアニアオフィスが中心となってフォローアップをしています。

今回のトラスティ会議では、中国がホスト国として、会議の運営を担当しました。14日の夜に開催されたステークホルダー・イベントでは、中国財政局の幹部と当財団評議員会議長が基調演説を行い、その後、現地の大手監査法人パートナーの司会でパネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、IASBのフーガーホースト議長、当財団の評議員でアジアインフラ投資銀行(AIIB)の初代総裁にも内定している金立群氏、中国の大手監査法人のパートナー、中国財政局の上級職員などが、中国におけるIFRSの適用とその課題について活発な議論を行いました。

法人所得税リサーチプロジェクト

アジア・オセアニアオフィスが手がけるリサーチプロジェクトの1つに法人所得税プロ

ジェクトがあります。法人所得税のトピックは2012年から2014年の間にIFRS解釈指針委員会が取り扱ったトピックの中でも、3番目に多くの時間を使ったトピックです。主な論点としては、先般、IFRS解釈指針委員会から公開草案が公表された「法人所得税務処理に関する不確実性」の問題だけではなく、IFRS第13号「公正価値測定」に定める公正価値と税効果の関係に関する問題や、企業の主な税務ストラテジー等に関する開示の問題が含まれます。2013年に欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)から公表された報告書でも、現行のIAS第12号「法人所得税」には概念レベルでも適用レベルでも欠陥があると指摘されており、IASBでは、2011年アジェンダ・コンサルテーションの結果を受けて、法人所得税を長期リサーチプロジェクトに指定しています。現在、IASBの法人所得税に関するリサーチは、アジア・オセアニアオフィスが中心となって取り組んでいます。

アジア・オセアニアオフィスでは、これまで、資本市場諮問委員会(CMAC)や世界作成者フォーラム(GPF)でプレゼンテーションを行い、財務諸表利用者や財務諸表作成者に、法人所得税に関する財務情報のニーズをヒアリングしてきました。また、今年の春には、法人所得税の財務情報に関するアンケートを作成し、世界の投資家やアナリストを対象とした調査を実施しました。また、このアンケート調査のフォローアップとして、数名の証券アナリストと直接、電話で対話をし、投資家の法人所得税に係る財務情報のニーズをさらに詳しく把握するための活動を行っています。さらに、10月には、ロンドンに出張し、IASB理事数名との小グループでのミーティングを行い、法人所得税プロジェクトのこれまでの活動成果や発見事項を報告し、今後の方向性に関して助言を得ています。IASBでは、各トピックごとにアド

バイザーとなる理事が指定されており、法人所得税に関しても5名の理事がアドバイザーに指定されています。今後は、これら5名のアドバイザーとのミーティングを複数回開催し、論点の整理を行い、プロジェクトの方向性に関して、さらなる助言を得る予定です。

その他の海外訪問及び来日

8月18日と19日に、当オフィスのスタッフ、グレース梁がインドネシアのジャカルタで開催されたXBRLラウンドテーブルに出席し、「IFRSタクソノミの世界での使用状況」についてプレゼンテーションを行いました。インドネシアを始め、多くのASEAN諸国が、XBRLというコンピュータ言語を用いた財務情報の電子的報告に強い関心を持っています。このような事情もあり、当オフィスのスタッフによるプレゼンテーションの後、参加者からIFRS財団のタクソノミに関して多くの質問が寄せられました。

9月3日と4日に、日本公認会計士協会（JICPA）が開催する研修の講師を務めるために、IASBの教育担当ディレクター、Mike Wellsが来日しました。研修は、3日と4日の2日間、千代田区九段南の公認会計士会館で、初日が講義形式、2日目がグループに分かれたディスカッション形式で開催されました。アジア・オセアニアオフィスのスタッフも、2日目のグループディスカッションに、ファシリテーターとして参加しました。

9月15日に、金融庁アジア金融連携センターにモンゴルから派遣されている研修生がIFRS財団アジア・オセアニアオフィスを訪問されました。当オフィスでは、モンゴルからの研修生に対して、IFRSの意義、IASBの業務、アジア・オセアニアオフィスの機能などに関するプ

レゼンテーションを行い、また、各スタッフが担当するリサーチプロジェクトに関する説明を行いました。説明の後、Q&Aセッションでは、研修生からの質問にも答えました。

9月27日から10月1日まで、ロンドンに出張し、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）の非公式会合、世界会計基準設定主体（WSS）会議及び会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）に参加しました。AOSSGとの非公式会合では、来年1月にアジア・オセアニアオフィスで開催する予定のワークショップに関する打ち合わせも行いました。

10月7日と8日に、IASBロンドン本部からテクニカル・プリンシパルのAnne McGeachinが来日し、コメント募集中の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関して日本の関係者の方々と意見交換を行いました。

10月20日に、ベトナム財務省の職員が当オフィスを訪問されました。ベトナム財務省職員の来日目的は、日本企業の財務管理実務の研究です。そこで、一般財団法人日本国際協力センターのコーディネーションで、当財団と住友商事、そしてXBRL Japanの3社が協力し、日本企業の財務管理実務と、IFRSやXBRLが果たす役割について説明しました。ベトナム財務省の方々には、日本のIFRS任意適用制度や、その制度下での財務情報の比較可能性に関して高い関心を持っておられ、各トピックに関する説明を熱心に聞かれていました。説明の後のQ&Aセッションでは、時間を延長して、各担当者に多くの質問をされました。

おわりに

最近、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア、ベトナムなど東南アジアの国々との交流が増えています。これらの国では、IFRS

と国内基準とのコンバージェンスを積極的に進めており、また、IFRSで作成した財務諸表の電子的な提出にも高い関心を持っています。中には、財務諸表の電子的提出に予算をつけて、プロジェクトを開始している国もあります。アジア・オセアニアオフィスでは、財務諸表の電子報告に関するリサーチを請け負っていますので、これらの国の当局とも連携を深め、情報交換を促進することで、アジアにおけるIFRSの適用促進のみならず、これらの国での資本市場の整備にも協力していきたいと考えています。

IAS第12号「法人所得税」を見直すプロジェクトに関しても、2015年を通じて大きく前進しています。これまでは、実務上の論点に関する技術的分析にとどまっていましたが、ロンドン本部の投資家リエゾンチームの協力を得て、投資家が法人所得税に関してどのような財

務情報を必要としているのかを把握する作業にも着手しました。今後、一步一步、プロジェクトを前進させていきたいと考えています。

最後に、日本でのIFRS任意適用促進に関して、9月1日に東京証券取引所から「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析が公表されました。この報告書によると、IFRSを適用済み、適用決定又は適用予定の会社が112社あり、さらに、IFRS適用に関する検討を実施している会社が194社あります。今後は、既にIFRSを任意適用した、又は予定している112社を実務面で支援していくとともに、IFRSの適用を検討している194社についても、彼らが直面している問題を把握し、解決していくことで、IFRS適用を決定していただけるよう努めていきたいと考えています。